

## 山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議 遊佐沿岸域検討部会設置要領

### (設置)

第 1 洋上風力発電を導入する場合の地域に与える影響や課題について、地域住民等も含めて具体的な議論を行うため、「山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議設置要綱」第 5 条の規定により、遊佐町の沿岸域を対象とした「山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議 遊佐沿岸域検討部会」(以下「遊佐部会」という。)を設置する。

### (組織)

第 2 遊佐部会は、別表に掲げる部会委員により構成する。

### (部会長)

第 3 遊佐部会に部会長を置く。

- 2 部会長は「山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議」(以下「全体会」という。)の座長が指名する。
- 3 部会長は遊佐部会を統括するとともに、部会における議論の要旨について全体会で報告を行う。
- 4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第 4 部会は部会長が招集する。

- 2 部会委員が会議に出席できない場合は、部会長は、代理の者の出席を認めることができる。
- 3 部会長が必要と認めるときは、会議に部会委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (情報公開)

第 5 会議は、原則として公開するものとする。

### (事務局)

第 6 部会の事務局は、山形県環境エネルギー部エネルギー政策推進課に置く。

### (雑則)

第 7 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

### 附則

この要領は、平成 30 年 7 月 20 日から施行する。

## 別表（部会委員）

機関名称・職名	氏名	区分
蕨岡まちづくり協会 会長	佐藤 幸一	地域住民
遊佐地域づくり協議会 会長	佐藤 憲三	地域住民
稲川まちづくり協会 会長	眞嶋 一	地域住民
西遊佐地区まちづくりの会 会長	伊藤 新一	地域住民
高瀬まちづくりの会 会長	鈴木作太郎	地域住民
吹浦地区まちづくり協議会 会長	高橋 敏夫	地域住民
山形県漁業協同組合 理事	伊原 光臣	海域利用者
山形県漁業協同組合 参事	西村 盛	海域利用者
日向荒瀬漁業協同組合 代表理事組合長	後藤孝之助	海域利用者
月光川養漁業協同組合 理事長	伊藤 忠夫	海域利用者
山形県鮭人工孵化事業連合会 会長理事	尾形修一郎	海域利用者
日本野鳥の会 山形県支部長	築川 堅治	有識者
遊佐町環境審議会 委員	佐藤 豊昭	有識者
東北公益文科大学 公益学部 准教授	三木 潤一	有識者
東北電力株式会社 送配電カンパニー山形支社 副支社長	白鳥 明人	電気事業者
特定非営利活動法人遊佐鳥海観光協会 理事長	庄司 茂正	経済団体
遊佐町商工会 会長	本間 知広	経済団体
一般社団法人日本風力発電協会 専務理事	中村 成人	アドバイザー
一般社団法人海洋産業研究会 常務理事	中原 裕幸	アドバイザー
国立研究開発法人水産研究・教育機構 中央水産研究所 経営経済研究センター 主幹研究員	梶脇 利彦	アドバイザー
山形県エネルギー政策総合アドバイザー	山家 公雄	アドバイザー
海上保安庁 酒田海上保安部 交通課長	藤井 等	行政機関（国）
遊佐町 企画課長	堀 修	行政機関（町）
遊佐町 地域生活課長	畠中 良一	行政機関（町）
遊佐町 産業課長	佐藤 廉造	行政機関（町）
山形県環境エネルギー部 次長	佐藤 紀子	行政機関（県）
山形県港湾事務所 副所長	土門 敦彦	行政機関（県）
山形県庄内総合支庁 環境課長	前田 学	行政機関（県）
山形県庄内総合支庁 水産振興課長	阿部 信彦	行政機関（県）
山形県庄内総合支庁 河川砂防課長	佐藤 茂一	行政機関（県）

## 山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議設置要綱

### (目的)

第1条 本県の一般海域における洋上風力発電のあり方に係る地域の合意形成に向け、課題の抽出や対応策等の議論を行うとともに、関係者間の理解促進に資する調査研究を行うため、海域利用者や経済団体、関係行政機関などによる「山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議」(以下「研究・検討会議」という。)を設置する。

### (組織)

第2条 研究・検討会議は別表に掲げる委員により構成する。

### (座長)

第3条 研究・検討会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は会務を統括する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 研究・検討会議は座長が必要に応じて招集する。

2 委員が会議に出席できない場合は、座長は、代理の者の出席を認めることができる。

3 座長が必要と認めるときは、会議に構成団体以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (円滑な運営のための組織)

第5条 研究・検討会議は、その円滑な運営のために必要な組織を設けることができる。

### (情報公開)

第6条 会議は、原則として公開するものとする。

### (設置期間)

第7条 研究・検討会議の設置期間は、この要綱の施行の日から平成31年3月31日までとする。ただし必要に応じてこれを延長することができる。

### (事務局)

第8条 研究・検討会議の事務局は、山形県環境エネルギー部エネルギー政策推進課に置く。

### (雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研究・検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

### 附則

この要綱は、平成30年7月18日から施行する。

## 別表

機関名称・職名	氏名	区分
山形県漁業協同組合 代表理事組合長	本間 昭志	海域利用者
山形県内水面漁業協同組合連合会 代表理事会長	島軒 治夫	海域利用者
山形県鮭人工孵化事業連合会 会長理事	尾形修一郎	海域利用者
特定非営利活動法人山形県小型船舶安全協会 会長	齋藤 賢作	海域利用者
日本野鳥の会 山形県支部長	築川 堅治	有識者
山形県環境審議会 委員	三浦 秀一	有識者
東北公益文科大学 学長	吉村 昇	有識者
東北公益文科大学 公益学部 准教授	三木 潤一	有識者
鶴岡工業高等専門学校 教授	本橋 元	有識者
東北電力株式会社 執行役員 山形支店長	藤原 正雄	電気事業者
公益社団法人山形県観光物産協会 専務理事	小野 真哉	経済団体
山形県商工会議所連合会 副会長	弦巻 伸	経済団体
山形県商工会連合会 専務理事	松田 一彦	経済団体
山形県信用保証協会 常務理事	大通 薫	経済団体
公益財団法人山形県企業振興公社 常務理事	脇川 清道	経済団体
一般社団法人山形県建設業協会 専務理事	佐原 伸児	経済団体
株式会社山形銀行 営業支援部長	五百川 満	金融機関
株式会社荘内銀行 取締役常務執行役員 営業推進部長	松田 正彦	金融機関
株式会社きらやか銀行 本業支援戦略部長	国井 知秀	金融機関
一般社団法人日本風力発電協会 専務理事	中村 成人	アドバイザー
一般社団法人海洋産業研究会 常務理事	中原 裕幸	アドバイザー
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 新エネルギー部 主任研究員	田窪 祐子	アドバイザー
国立研究開発法人水産研究・教育機構 中央水産研究所 経営経済研究センター 主幹研究員	梶脇 利彦	アドバイザー
山形県エネルギー政策総合アドバイザー	山家 公雄	アドバイザー

## 別表（続き）

機関名称	氏名	区分
海上保安庁 第二管区海上保安本部 酒田海上保安部長	相澤 孝典	行政機関（国）
国土交通省 東北地方整備局 酒田港湾事務所長	玉石 宗生	行政機関（国）
鶴岡市 市民部長	白幡 俊	行政機関（市）
鶴岡市 農林水産部長	高橋 和博	行政機関（市）
酒田市 企画部長	阿部 勉	行政機関（市）
酒田市 農林水産部長	中里 智子	行政機関（市）
遊佐町 地域生活課長	畠中 良一	行政機関（町）
遊佐町 産業課長	佐藤 廉造	行政機関（町）
山形県 環境エネルギー部長	太田 宏明	行政機関（県）
山形県 商工労働部 次長	木村 和浩	行政機関（県）
山形県 農林水産部 次長	高橋 雅史	行政機関（県）
山形県 県土整備部 次長	飛塚 弘	行政機関（県）
山形県 港湾事務所長	松葉 伸章	行政機関（県）
山形県庄内総合支庁 保健福祉環境部長	高橋 博美	行政機関（県）
山形県庄内総合支庁 産業経済部長	沼沢 弘幸	行政機関（県）

## 「遊佐沿岸域検討部会」の設置について

山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議において、洋上風力発電の導入可能性について具体的な検討を行うための地域部会として、遊佐町の沿岸域を対象とした「遊佐沿岸域検討部会」を設置する。

### 《遊佐町を対象とする理由》

- ・ 風況が良好であること
- ・ 沿岸海域の海底地質が概ね砂地と推測されること
- ・ 比較的早い時期から風力発電を受け入れてきた歴史があること
- ・ 遊佐町から洋上風力発電の導入可能性の検討を行うことについて一定の理解が得られていること

### 《目指す議論の内容と方向性》

洋上風力発電の導入と漁業や観光その他産業など地域との共生が図られるかどうかについて共通の理解がなされるよう、下記のとおり具体的な検討を行う。

- ・ 導入可能な洋上風力発電の規模（海域、発電規模）
- ・ 環境影響（鳥類、海洋生物、景観、騒音等）
- ・ 地域経済への影響（波及効果、漁業振興） 等

※部会の中では、景観・魚類・鳥類に係る調査、先進地視察、住民説明会なども行い、検討の材料とする。

### 《部会の構成員》

地域住民・団体、海域利用者、有識者、アドバイザー、関係行政機関等  
30名程度